

子ども・子育て会議（第42回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第42回）

議 事 次 第

日 時 平成31年 2月20日（水）13:00～14:47

場 所 TKP東京駅大手町カンファレンスセンター22階ホール22G

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）2019年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

（ 2 ）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第42回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

エレベーターが混んでいて、若干おくれざるを得ないかたがいらっしゃるらしいのですが、ともあれ、初めに、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。秋田委員、大日向委員、柏女委員、加藤篤彦委員、古口委員、佐藤栄一委員、中川委員、東出委員、尾木委員、高木委員におかれては、所用により御欠席です。

また、新山委員におかれては箕輪代理人、王寺委員におかれては古渡代理人、徳倉委員におかれては高祖代理人、蜂谷委員におかれては羽柴代理人、村岡委員におかれては野原代理人、それから、奥山委員、山本和代委員、大川委員、古渡代理人におきましては、少しおくれていらっしゃるようでございますけれども、定足数は満たしておりますので、よろしくをお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までをお配りしてございますので、漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定ですけれども、「2019年度幼稚園・保育園・認定こども園等の経営実態調査について」「その他」でございます。

一括して事務局からの御説明を受けた後に、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 初めの経営実態調査という議題に関して、資料1-1をごらんください。

2019年度の経営実態調査ということで、2年ぶりということですが、御案内のとおり、2年前の経営実態調査に関しましては、「公定価格に関する議論の整理」を30年4月に取りまとめられていますので、そこで御指摘いただいたことを、この間、研究者の方々の御意見なども伺いながら、次回に向け、見直していますので、変更点ということで、御説明します。

「1.調査の概要」ですが、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせて、公定価格の検討をするということで、これに資するように幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握するということです。

調査項目として、職員配置、職員給与、収支状況、経営実態から成っています。

前回の調査からの変更ですが、公定価格の検討に資するようということで、若干調査項目を追加しているところもございます。特にこの間、処遇改善加算 ということ、大きな処遇改善の加算メニューがふえていますので、その効果あるいは課題などは、かなり細かく調査をさせていただくということです。

2番目の では、幼稚園・保育所等の経営の実態をより詳細に把握するというので、

収支差、収入と支出の差を算出するために、収益費用あるいは収入支出の一部の項目について、これまで収入や支出に含めていなかったものについて、一部、考え方を検討いたしまして、ここに括弧書きで書いておりますような受取利息あるいは借入金の利息補助金、本部経費・借入金利息についても、収入や支出にそれぞれ含めるということで、専門的な調査研究を踏まえた対応ということです。

もちろん、2年前に続いてまた今回もやることですので、余り項目が大きく変わりますと、時系列的な傾向が見られませんので、基本的には余り変えないという中で、前回の指摘を踏まえながら、専門的な調査研究も踏まえた対応ということです。

ちなみに、収支差ということで、収入と支出ということですが、会計基準によっては収入・支出という言い方ではなくて、収益費用という言い方もございますが、同じですので、念のためということです。

3番目の としては、回答者の記入者の負担軽減ということで、回答項目の簡素化、簡略化を図ってまいりたい。我々としては、回収率、有効回答率も課題ですので、なるべく上げていきたいということでもありますので、そこは一定の割り切りもしていきたいということです。

それから、主な変更点ですが、3番目にありますとおり、運営実態把握のための追加の項目ということでは、処遇改善加算の取り組み状況ということでもあります。処遇改善加算、平成29年度からスタートしている加算 の取得状況、それから取得しなかった場合の理由、職員給与の推移ということで、後で個票を見ていただきますけれども、実際に記入いただくときに、ここがかなりボリュームのあるところです。

2016年度末と2018年度末の2つの時点をとって、推移を見なければいけないということです。

それから、収入と支出の差を算出するに当たっての変更ということで、収入・収益の項目としては受取利息、支出・費用では支払利息、本部経費、これは具体的には役員報酬というところです。

回答者の記入負担軽減への対応ということで、上から3つのところが、いろいろな地域子ども・子育て支援事業、延長保育だとか、いろいろな項目がオプションの事業ということで、各園で取り組まれています。

今回の調査の趣旨は、公定価格ですから、本来は延長保育だとか一時預かりというものは外して調査するということになりますが、そういうふうに外すということで、厳密に区分するということになると、記入者の事務負担も重くなりますし、実際にそこまでやらなくても、実態としてはそんなに大きな差はないのではないかとということで、一定の割り切りをしています。

もう一枚めくっていただきまして、収入・収益という部門、2ページは支出・費用ということです。社福法人にしても学校法人にしても企業につきましても、普通は決算を打つときには、財務諸表ということで、3種類の表をつくっておられるところが多いのかなと。

社福法人であれば、資金収支、それから事業活動計算書、貸借対照表となります。企業であれば、キャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照法となります。学校法人も同じように、3つの種類の計算書類をつくられて、トータルとして決算ということで打たれています。

今回、我々の経営実態調査は、3つの書類のうち、事業活動計算書あるいは損益計算書ということに合わせた形で御回答いただくということです。

各法人では、むしろ資金収支だとかキャッシュフローを中心に経営をごらんになっている方も多いと聞きますけれども、そういうことです。

この表を見ていただきますと、黒塗りのグレーのところ、今回、一定の割り切りということで、前は調査したけれども、今回はやめてしまおうというところ、あと幾つか追加というところは、先ほど申し上げたとおりです。一部減らして、一部ふやしているということです。

2ページ目が支出ですが、役員報酬というところが削られてございまして、これは一番下の法人本部に帰属する経費というところにとるということで、記入の欄のところを変更しているということです。

あと、学校法人のところ、これまで項目として聴取していたところが、記入者の負担を軽減するという観点から、今回は削除するということです。内訳を削除するというので、費用から外すということではなくて、トータルとしては入っているのですが、細かい内訳はそこまでとらなくてもいいだろうというような割り切りをしているということです。

全ての個票をごらんいただくのは大変なのですが、まず御用意しているのが、保育所と私立の幼稚園、公立の幼稚園、地域型保育事業といったタイプのものが御用意されています。

私立幼稚園は、新制度園でして、私学助成園の経営実態調査の調査票はきょうお配りしてございませんけれども、これは別途、経営実態調査に合わせて調査する方向で検討を進めています。

一つ代表で、認定こども園の調査票をごらんいただいて御説明させていただきたいと思えます。

左上に書いていますとおり、統計法に基づく一般統計調査という扱いですので、特に株式会社の方などで、企業秘密ということで、経営の実態は企業秘密にかかるところもあるかと思えますけれども、当然、我々としては統計目的以外には使用しない、秘密は厳守されるという取り扱いですので、きちんと回答していただきたいというところでもあります。

それから、締め切りの日は 月 日と書いています。これを何月にするかということは調整をしていますが、6月中下旬ぐらいに理事会なり評議員会を開かれるところが多かろうと思えますので、そういったところに合わせて、の直後ぐらいが一番これを書きやすいのかなと思っております。

下のところに二重四角で書いていますけれども、紙で回答していただく。我々から、この調査票は各園のものを抽出いたしまして、直接抽出した先のところには郵送させていただきますけれども、回答に際しましては、前回と同様に、紙で回答していただくという方法もございますが、ホームページ上から調査票をダウンロードしていただいて、回答していただくという方法、どちらが選んでいただいて、回答できるということです。

ちなみに、ホームページからダウンロードしていただく際のパスワードも、きょうお配りの資料には書いてございませんけれども、パスワードを書いてお送りしますから、パスワードを入力して、ホームページからダウンロードして書いていただくという段取りになります。

1ページ目から、少し個票も見ていただきますと、問1の1ページ目、2ページ目ということで、認定こども園の一般的な概要というところです。

3ページ目、4ページ目は、我々の政策的な目的に沿いまして、幾つかの加算の取得状況につきまして、余り御負担にならないように配慮しながら、調査をさせていただきたいと思っております。

6ページ目からが職員配置、給与というところでございますが、基本的には前回と同じですが、例えば7ページ目をござんいただきまして、それぞれの職員の配置は、公定価格の基準で定めている職員配置、実際の配置というところで、前は地方単独事業で上乘せされている部分の配置というように、3列に並んでいたのですが、今回は2列ということで、地方単独事業に関する配置基準は削除した形で、少しシンプルにさせていただいております。

8ページ目からが、従来からある処遇改善加算、9ページ目からは、いわゆる4万円加算という処遇改善加算の取得状況ということで、加算のほうは、ほとんどの園では取得していただいておりますけれども、取得されていない場合の理由をお尋ねしています。

9ページ目からが、いわゆる4万円加算ということで、全国の園のおおむね8割ぐらいの園で取得していただいている。地域型保育事業については、もう少し低い割合ですが、そういった取得していない理由というところ。例えば手続が煩雑だとか、計算が大変だとか、あるいは事業所間のバランスが不安だとか、いろいろな理由が我々のところに届いていますので、取得できない理由をお尋ねいただいて、我々の政策に生かしていきたいと思っております。

10ページ目からが職員給与の状況ということで、11ページ目、12ページ目あたりを見ると、かなりボリュームの大きいような調査票になっています。前回に比べて、かなりボリュームがふえてきている一番大きな理由としては、一人一人の給与データ、それから2016年度と2018年度ということで、2つの時点を調査するというので、我々は賃上げということで、賃金の引き上げをお願いしているものですから、特に処遇改善加算、4万円加算の導入がされる前とされた後でどういった政策効果があるのかというところを、我々も今、いろいろな場面から人件費の実態について検証するようということが求められてい

ますので、賃上げの動向につきまして、ぜひ御回答をお願いしたいと思っております。

17ページ目からは、3本柱目の収支の状況ということであります。

17ページ目が収入ということで、今、この案としては、収入の欄は社福法人だろうが学校法人だろうが企業だろうが共通の形にしてございまして、まず社福法人の場合は18ページと19ページのところを記載してください。学校法人であれば20、21ページ、企業ならば22、23ページというふうの場合分けをして、記載していただくということであります。

収入のところの17ページをごらんいただきますと、公定価格ということで、毎月の運営費は経営としてうまくいっているだろうかということで、収入を記載していただく。施設型給付費収益というところが一番要になるところだろうと思います。

そのほか、利用者から実費を徴収したり、別途の地方単独事業の補助金があったり、あるいは延長保育といったさまざまな補助金もあろうかと思っておりますので、そこは(5)で記載していただくということであります。

補助金収入というのは、ランニング経費の補助金ですので、施設整備費の補助金あるいは老朽改築だとか大規模改修のハードの補助金はここには記載されないということで、社福法人の会計実務でもそのような整理になっていますので、それに合わせております。

ちなみに、施設整備費だとか、大規模修繕のハードの関係の収益は、この表でいえばの特別増減による収益というところに記載されます。しかし、ここで記載いただきますけれども、収支差率を計算するときには、この収入からは除外して計算をする。参考のために記載していただきますけれども、そういうことです。

業務委託費というところが18ページのコのところです。社福法人の会計基準あるいは学校法人の会計基準の場合には、業務委託費という項目だけでございまして、給食委託費、その他の委託費と分けて記載するような会計基準にはなってございませんので、ここは、内訳を記載していただく。それぞれの会計基準に即して転記していただくようにして、事務負担を軽くするようにしていますけれども、給食委託費に関しては、内訳を記載していただくということであります。

給食の会社に業務を委託するときに、調理業務や食材料費の仕入れなど委託の形態がいろいろとあろうかと思いますが、仮に調理業務だけではなくて、材料の仕入れも含めて委託されている場合には、この給食委託費のところには、調理業務の委託の部分だけで、材料の仕入れの部分は外して記載していただく。

アの上に給食費という欄がございます。ここは食材料費の部分を記載していただく。これは、実は社福法人会計基準の場合はそのような扱いになっていますので、いちいち元帳を見なくても、本来はそのようになっています。

園によっては、会計処理が間違っられていらっしゃる園もあると伺っていますので、そのあたりは、我々の手引のところでも、間違いないようにというふうに記載しようと思っております。

19ページ、役員報酬等ということで、法人によっては、特に複数の園を運営されていら

っしやる法人の場合には、施設の会計と本部の会計を分けて設定されていらっしやる法人がいらっしやいます。その場合、もし役員報酬をとっていらっしやる場合、本部会計のほうに役員報酬が幾らか計上されていますので、もし園を10個経営されていらっしやるのであれば、10分の1ずつかなんかに分けて、ここに記載していただく。経営実態調査というのは施設区分で、法人として調査するのではなくて施設ごとで回答していただきますので、そのような扱いです。

20ページは学校法人会計基準ですが、前回と同じです。法人によっては20ページ、21ページの教育研究経費と管理経費というものを、まとめて書いていらっしやるような法人もあると伺っていますので、上の2つ目ののとおり、もし区分されていない場合は、1カ所にまとめて書いていただいても構いませんということです。経営実態調査の説明は以上です。

資料2で、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案ということで、幼児教育無償化の関係で、前回も状況を御説明させていただきましたけれども、前回からきょうまでの間に、先週の12日に子ども・子育て支援法の改正法案を閣議決定いたしまして、国会のほうに提出いたしましたので、その法案の概要ということです。

前回御説明したとおり、全体の概要というものは、年末に政府としての決定をしていますので、そのうち法律改正を伴う事項の部分抜き出して、こういった形で国会のほうに提出していますけれども、全体を見るためには、年末の文書を見ていただいたほうが、わかりやすいのかなと。これだけ見ても、全体像が見えにくいというところはあるかと思えます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様方から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

いつものとおりですけれども、時間の関係上、お一人2分ということで御発言をよろしくお願いいたします。

順番ですけれども、駒崎委員が早目に御退室と伺いましたので、まずお願いします。

駒崎委員 中座させていただかなければいけないため、一番最初に発言させていただきます。全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

参考資料2の委員提出資料に基づいて、お話しさせていただきたいと思えます。

まず、市区町村に提出するデータフォーマットを統一してほしいというお願いです。今回の経営実態調査も、市区町村に提出しているデータを再度、エクセルに打ち込み直して提出するという、事業者にとっては非常に負担の大きい、生産性を損なう作業を強いるものであると認識しております。

我々事業者は、既に会計や人件費のデータを実際に提出しているのです。なので、内閣府から自治体に要請して、自治体からデータを吸い上げてやったほうが当然いいわけでございます。事業者負担も少ないですし、回答率の低さも関係なくなりますので、統計的な

優位性も担保できて、あらゆる意味でそのほうがすぐれているというのは明白なわけです。

それができない理由を厚労省に聞いたところ、自治体ごとに事業者の補助金請求フォーマットが異なっているため、データの統合は難しいという御回答をいただきました。

内閣府は、当然統一フォーマットを自治体に推奨しているけれども、なかなか普及していないのだとおっしゃっていたわけなのですが、そうだとするならば、もし自治体に内閣府がお願いしていても広がらないのであれば、法制化などを行って、フォーマットの統一を強制していただけないかと思うのです。

医療や介護であれば、報酬制度というものがあまして、請求フォーマットというのは統一されているわけなのです。そうすれば、さまざまな便利なITシステムをベンダーが開発しまして、事業所の事務作業をサポートしてくれることになりますので、そのほうが生産性が上がるわけなのです。

しかし、保育の場合は、自治体ごとに提出書類のフォーマットが著しく違うため、システムベンダーが汎用性の高いソフトをつくることができなくなってしまうのです。なぜならば、保育園ごとに出すフォーマットが違うからです。

これはやはり物すごく非効率なわけです。保育園の保育以外の業務の事務作業の負担は非常に膨大なものになっているわけでございます。ですので、内閣府にはぜひ自治体に対して、統一フォーマットの使用をお願いするのではなく、利用することにインセンティブをつける。このフォーマットでやってくれたら、補助をこれぐらいにしますよなどとするとか、あるいはもうそれがだめだったら強制してしまうというようなことをしていただかないと、生産性は上がらない。

いつまでもエクセルで、2019年になってエクセルでピコピコ入れていってやるみたいなおことをし続けることは、もうそろそろぜひやめにさせていただきたいということを付してお願ひしたいと思います。

次は、家庭福祉課がいらっしゃらないので飛ばします。

3つ目の保育園におけるソーシャルワークに加算をとるところをお話ししたいと思ひます。

東京都には、保育サービス推進事業・保育力強化事業というものがあまして、そこにもろもろの加算が組み込まれているのです。

そこに育児困難家庭への支援加算というものが存在しています。この枠を見てもらえればいいのですけれども、非常に難しい御家庭があつて、そこに対してソーシャルワークを子ども家庭支援センターなどと一緒にやると、月々3万円が支給されるという仕組みになっているのです。

これは国レベルでも必要だと思ひます。というのも、今、児童虐待死が非常に問題になっていますね。児童相談所はぱんぱんです。そうなったときに、児童相談所は川で言うところの一番下流ですよ。そうではなくて、上流の段階でそうした危険性のある御家庭、子供たちに対してソーシャルワークをきちんと行うことで、児童相談所まで行かなくなる

ということがあるわけなのです。

だから、保育園でソーシャルワークをしっかりとするというところのインセンティブをつけなければいけないと思っています。

なので、こうした東京都が既にやっている要支援家庭に対してソーシャルワークを行った場合は加算をつけるということをしていくべきではないかと思います。実際、こういうものがなければ、一生懸命家庭に対応しても、ただ単にコストになってしまうということで、保育園側としては、なかなかそこまで人は割けない、時間は割けないとなってしまうがちです。しかしながら、芽のうちに危険性を摘んでおけば、その子が本当に虐待される、虐待死になってしまう可能性を予防的に介入できるということになりますので、ぜひお考えいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、順番に戻していただいて、太田委員からよろしいですか。

太田委員 一般社団法人営業部女子課の会の太田でございます。

まず、本日は公定価格の適正化の検討を目的とした経営実態調査について、案を進めていただきまして、さまざまな趣向を凝らしていただいたことに感謝申し上げます。

それを踏まえ、私からは保護者の立場より2点御意見申し上げます。

1点目です。調査の対象施設の有効回答者数を上げることを目的に、先ほど駒崎委員からもありましたように回答者の手間を軽減する工夫が必要です。つまり、書類の簡素化が必要です。例えば、2年間の処遇改善の推移を測定することは重要であります。一人ひとりの数値を確認、転記する作業は膨大な時間を要します。ただでさえ保育士不足の現場では、本件のような事務作業に想定外の時間がかかることは現場の負担になり得ます。これは回答意欲も阻害します。

いろいろと試行錯誤、御検討いただいているかとは思いますが、書類の簡素化、フォーマットの統一化など、回答の生産性を高める施策をさらにご検討いただければと思います。回答意欲を高める、という点で、例えば冒頭に回答に要する想定時間を記載することも一つかと存じます。

前回の調査でも、有効回答者数の少なさが議論に上がった経緯もあります。したがって、回答者の負担を軽減する施策を検討していただけますようお願い申し上げます。

2点目です。以前から、保育の質の向上という観点は長らく議論されてきました。保育の質という観点から本調査が測定されるかという点も改めて概観いただけますと幸いです。

例えば、2年間の改善給与の推移というのは、見えやすい結果が得られるという一方で、回答に対する抵抗も生まれる懸念など、デリケートな項目だとも受け取りました。

さらに、量的な改善だけでは見えない質的なもの、例えば回答者側が果たして処遇改善を実感したかどうか。それによってどんなメリットが得られたかどうかなど、処遇改善が回答者に届き実施されているかという点でも測定できるとよりよいかと思いました。

以上となります。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

本日は、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査の案のひな形が示されたということで、私もそのことについては2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

一つは、今も御説明の中で、実態調査としてのアンケートに回答することで、その園の秘密のようなものについてはしっかりと守られるというお話がございましたけれども、実態調査をする趣旨をしっかりと園側にお伝えして、これに回答するということが、今後のこういった園等の経営にとっても資するものであり、公定価格に適切に反映されるものであるということがしっかり伝わるのが大事ではないかと思いました。

もう一点ですけれども、私は地域子育て支援の立場から申し上げますと、地域子ども・子育て支援事業に関しましては、一体的に数字を出していただくような御説明だったかと思えます。

ちょっと見せていただいたところ、資料1-1の別紙、めくって1ページ目を拝見いたしますと、保育所、認定こども園、地域型保育事業については「ア 地域子ども・子育て支援事業」に全て集約となっておりますが、私立幼稚園につきましては、地域子ども・子育て支援事業については、内訳が、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業の幼稚園型と一般型が外出しされているかと思えます。

御説明を聞き逃したかもしれないのですけれども、これが異なっている理由がきっとあるのだと思いますので、それを教えていただければと思います。

さらに、こちらの調査票とは直接関係はございませんけれども、今、児童虐待のことなどを非常に厳しく受けとめておりますが、きょう委員の皆様からもたくさん意見が出てくると思うのですけれども、まずは市町村の体制の中で、東京都には子ども家庭支援センターという制度がございますが、各市区町村には、児童相談所と連携しながら、地域で見守っていく体制、施設がまだ十分ではないという中で、市区町村の子ども総合支援拠点といったところの整備もこれからということですので、そういった体制づくりをしっかりとっていくということと、在宅というか地域で過ごされている子育て家庭については、予防的な視点も含めて、少し具体的なサポートが必要だと思っております。

私たち地域子育て支援拠点事業は、幼稚園や保育園に行くまでの御家庭、もしくは保育所等に行かれてからも土曜日、日曜日を御活用になる方もいるのですが、保護者が子どもと一緒に利用する施設という意味では非常に重要な施設だと思っておりますし、そういった施設にレスパイト機能としての一時預かり事業や相談を受けとめる利用者支援事業、ファミリーサポートセンター事業など、東京都の子ども家庭支援センターであれば、ショートステイ、トワイライトステイというものもついている施設も多いと聞いております。

そういった地域の総合拠点の整備を早く進めていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

幾つか細かい御質問とコメントをいたします。

1つ目です。御説明がなかったのですが、この調査は悉皆調査ではなくてサンプル調査だと思うのですが、サンプルを抽出する際のランダム性は確保されているのか、確認のために質問させていただきます。

2つ目も質問なのですが、ウェブ経由で、エクセルで回答することもできるようになっているとのことなのですが、これはエクセルで質問票をダウンロードして記入し、さらにアップロードする。そこまで行っているのでしょうか。それとも、エクセルでプリントアウトしたものを郵送することだけなのでしょうか。また、これを進める方向に、できたらインセンティブをつけてやっていただきたいと思います。計算ミスも少なくなりますし、転記のコストも軽減されるからです。

私たちもこういう調査をやっているのですが、郵送かウェブかを選択してもらい、ウェブを選択すると500円のQUOカードをつけますと言うと、結構シフトします。そういう工夫は、内閣府では無理かもしれませんが、できるだけウェブに移す方法を考えていいと思います。

3番目ですが、奥山委員からも御指摘があったように、回収率や有効回答率をできるだけ引き上げる必要があります。今回も各団体の代表の方がいらっしゃるので、フォーマットが確定した際には、できれば各団体のウェブページ上で、あるいはメールマガジンを通じて一言言っていただくと、協力しようという気持ちが各機関で起こるのではと思います。私たちも、調査に際して地方自治体の協力を得たいときは自治体に出かけて、例えば市民新聞などに掲示していただくということもしておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

もう一つは、駒崎委員がおっしゃったように、作業量が非常に多いので、それを軽減する工夫が政府全体あるいは自治体全体で必要だと思います。フォーマットを統一して、同じようなことはできるだけ1回で回答が済むという作業が必要だと思います。

最後ですが、アウトプットについても見える化が必要かと思います。私たちがデータを使って研究する場合、あるいは行政サイドもそうだと思いますが、細かい分析をする場合、できるだけオープンな場でしたいと思います。その場合、データはエクセル等で自由に使えるような形で発表されていると非常に便利だと思いました。

アトランダムにいろいろなことを申し上げましたが、以上で私のコメントを終わります。

無藤会長 ありがとうございます。

御質問等は、後でお願いしたいと思います。

佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、経営実態調査について、前回の調査からの変更の考え方、公定価格の検討に資するよう運営実態を把握するために、処遇改善への取り組み状況の把握をするとありました。

今年度、保育所等の運営に関する調査結果については、前回の子ども・子育て会議でも報告をいただきましたが、取り組み状況や各種加算、なぜ未取得なのかということもデータで示していただきました。その際に、幼稚園のデータがありませんでした。

今回、公定価格の検討に資するよう経営実態を把握するためであれば、処遇改善の取り組みだけではなく、例えば幼稚園のほうの各種加算の取得率や取得の状況なども、改めて入れていただけないでしょうか。そうしないと、実際にどんなことを取り組んでいらっしゃるのか。いわゆる教育・保育というのはどういうふうに質的に向上させるように私たちは取り組まなければいけないのかを検討ができないような気がしますので、この辺は、経営実態調査の際に、あわせて幼稚園の運営の取り組みについての実態についても加えていただければと思います。

さらには、公立の問題です。公立の問題は、今回、調査票の中では、幼稚園の部分だけがついていました。当然ですが、認定こども園にも1,000を超える公立施設があります。それから、保育所にも何千という施設があります。この保育所の調査票では、当然ですがけれども収支に関しては一般財源になっている公立施設は答えにくい、実に難しい問題になると思います。そういう意味では、まずは基本的に公立施設にこの経営実態調査をするということの意味合いそのものを、何なのかということも改めて検討していただく必要があるのではないかと思います。

残念ながら、公立の現場サイドの中には、経営に関した部分は答えづらいのではないかと思います。当然ですが、行政職員が答えていくわけですね。それよりも、公立ならではのどのような取り組みをしているかということ把握するのであれば、この調査票では難しいと思いますので、公立が答える部分があるのかも含めて、検討していただかなければならないのではないかと思います。

その上で、この経営実態調査は、今は、今まである基本額や加算など、さまざまなことの中から収支を明らかにしていくのだと思いますが、この子ども・子育て支援新制度上で、事業や保育をしていく上で何がどう必要なのかという整理も含めた議論を、経営実態調査の後にしていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤好美委員、お願いします。

佐藤好美委員 産経新聞の佐藤好美です。

まず、経営実態調査なのですけれども、新たに全数調査を始められるということで、事業所の負担は大丈夫なのかと。

無藤会長 抽出だと思います。

西川参事官 全数ではなくて抽出です。

佐藤好美委員 個人個人は全数ですね。処遇改善の実効性がどうかを知ることは大変重要だと思いますので、やり方はお任せしますが、ぜひ実態がわかるようにしていただきたいと思います。

それから、前回もお願いしましたが、未移行園のデータなのですが、経営実態調査の詳細版には出ていますので、参考値で結構ですので、会議の場にも出していただけるように重ねてお願いしたいと思います。

虐待の報告が相次いでいるのですけれども、今、意見も幾つか出しましたが、児童相談所が焦点になっていますが、市町村はほとんど話に出てきておらず、市町村や民間の力を借りて支援を重層的にしていくことが重要ではないかと思えます。

実際に地域では、要保護児童対策地域協議会がワークしていない、あるいはワークしているところとワークしていないところの差が激しいと聞いていますので、地域の力を強化していくためには、ここがワークすることが非常に重要なので、何らかの仕掛けを考えてほしいと思います。

それから、民間の力を使うという意味では、児童養護施設に敷設されている児童家庭支援センターなどを活用することを考えていただきたいと思えます。

子供を集団処遇ではなく個別処遇へという政策が進む一方で、児童養護の施策が地域全体でできないまま、子供だけ地域移行するということはちょっと考えられない感じがしますので、児童養護の施策も、地域移行が活発になるようお願いしたいと思えます。

地域移行の観点から、もう一つなのですけれども、大規模児童養護施設を小規模化する過程で、専門職を抱えきれなくなることが障害になると聞いています。専門職の看護師であるとか、心理士、ファミリーソーシャルワーカーみたいな方たちが、地域に点在する小規模の施設や里親さんなんかを回れるような仕組みができるように考えていただけたらと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

塚本委員、お願いいたします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

きょうは経営実態調査と無償化にかかる情報提供につきまして、意見とお願いを申し上げます。

まず、資料1-1の経営実態調査につきましては、これまでの調査と比べますと随分回答項目の簡素化を図っていただきましたし、また記入者の負担軽減を行っていただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思えます。

また、処遇改善です。今回取り組み状況に関する調査項目の追加をしていただきました。私たち保育団体としましても、実施率につきましてはさらなる向上を目指しておりまして、そのことに向けた保育現場の課題を把握して、必要な対策を講じる上で大変有効な調査項

目だと感じたところでございます。

そうしたことから、今回の調査項目は、保育現場に寄り添っていただいた対応をしていただけたと受けとめているところでございます。今後、さらなる職員処遇の向上に資するものと期待しておるところでございます。

また、経営実態調査における収支差に関する考え方ではありますが、今般の社会福祉法の改正によりまして、社会福祉充実残額という視点が盛り込まれたところでございます。平成29年度の決算に基づきまして、社会福祉充実残額が認められ、そして社会福祉充実計画の作成が求められた法人が社会福祉法人全体の12%だったと伺っております。

そうすると、残りの9割弱の社会福祉法人は、適正な財政運営がされていたのだなと私たちは理解したところでございます。収支差と社会福祉充実残額との関係、今回の調査でもそのあたりがはっきりすると思います。

一方、人口減少地域におきましては、法人運営がとても厳しい状況になってきております。もはや自助努力ではどうにもならないというような法人も出てきておりまして、国策による対応を迫られている地域もあるというところでございます。

今回の調査では、こうした保育現場の事情を正しく把握していただきまして、公定価格に反映していただきますようお願い申し上げたいと思います。

次に、資料2でお示しいただきました無償化についてでございます。既に報道等で、国民の方々には先行して情報が伝えられているところでございます。保育現場では、そろそろ来年度の入園児が決まってきておりますので、各園、入園説明会というものを開いておりますが、この場で10月からの無償化の詳しい内容あるいは給食費の新たな負担につきまして、保護者の方々から説明を求められています。これから国会において審議されることを承知しているわけですが、できるだけ早い時期に、保育現場のほうに情報提供をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

経営実態調査は、適正な公定価格を設定していただくために必要な調査であると思います。この調査により、単なる公定価格の減額や見直しを検討するのではなく、幼児教育の質を向上させていくための公定価格を追求していく調査であってほしいと願っています。ぜひ御配慮いただきますようお願いいたします。

また、保護者の中には、3歳児未満児がおり、特定の施設を利用しない在宅子育て家庭で、子育てに不安を抱えた方も多く存在します。各家庭に寄り添った幼稚園になってほしいと願うため、公定価格の充実を図る上では、調査結果がこうした家庭支援にも反映されるような調査であることも願っています。

また、前回もお願いしましたが、このたびの無償化の情報が各家庭に届くまでには、ま

だしばらくの時間が必要であることは理解しています。国や自治体から、正確で具体的な情報提供が迅速になされるよう、重ねてお願い申し上げます。

保護者は利用者として、利用施設選択のために、無償化やそれに付随する制度情報がなければ、適切な判断ができません。現時点で市区町村に問い合わせをしても、具体的な回答が得られない状況ですので、うわさや憶測で判断せざるを得ないのが現状です。適切な対応を迅速に行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会政策委員長の水谷でございます。経営実態調査について申し上げます。

この調査は、幼児教育・保育施設の運営の実態を把握し、園の安定的な運営を可能とする公定価格を設定するための基礎データとなることを理解しておりますし、また、各園における質の向上にかかる取り組みの実態把握の観点から、とても必要かつ重要な調査であると感じております。

回答に当たって、私たちも調査の趣旨の周知や協力依頼など、努力したいと考えておりますが、調査の実施、集計については、以下の点について御留意いただければと存じます。

まず、1つ目、園の安定的な運営及び幼児教育の質向上に向けた調査であるということが、今までも何人かの委員からの御指摘のとおりだと思えます。この調査によって、安定的な運営が可能となるように、公定価格が設定されているか、より質向上を進める上で必要とされる点は何か等が明らかになるような調査とすべきであると考えております。

新しい経済政策パッケージや骨太の方針2018における無償化の趣旨においては、少子化対策と幼児教育の重要性という2つの大きな柱が掲げられております。その趣旨に沿い、幼児教育の質向上をつなげていくように公定価格を見直すことが重要であることから、その点を十分に考慮して設計、分析をしていただければと存じます。

収支差率の見方についてですが、これまでも御指摘いただいています。他の方からもいただいています。収支差率のみをもって拙速に運営状況を判断されないようにしていくことがとても重要であると思えます。

特に、私立の幼稚園や幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の場合は、各園が策定する教育計画に基づいた独自で多様な教育活動を行っています。これは、私学教育の本質でもあると思えます。

公定価格においては、基本分において、各施設種別を超えた平等性を担保するとともに、加算等の充実によって、各園の教育における多様性というものを保証していくような視点が重要であると考えます。

また、幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所等は、それぞれ事業規模や会計基準、補助金の状況等が異なるため、施設種別間で収支差率を単純に比較することは適

切ではないというのは、これまでの御発言にもありましたように、私どもも同様に思います。

この実態調査の最後ですけれども、私学助成園の調査についてあるということはお聞きしましたが、今回の実態調査は私学助成園も対象ですけれども、公定価格の検討に資することを目的としている新制度園を対象とした調査が主目的であると理解しています。

今後、認定こども園等々、新制度園への移行を希望する私学助成の園が円滑に移行できるよう、私学助成園も調査することは理解できます。ただし、私学助成園の調査に対する理解と協力を得られるよう、その意図や意義について、調査発出の際等において、国からも適切な説明をお願いしたいと思います。

私学助成のままで今後も運営を続けていこうとする園にも協力を依頼するわけですから、意義や意図について御説明のほう、よろしく願いいたします。

あと2点、申し上げたいことがございますので、お時間をください。

ICT化についてです。国が補助金等により、ICT化による事務処理の改善を積極的に進めようとしていることは、既に承知しております。特に幼児教育の無償化等の実施に当たっては、各園の事務負担がとてふえることが想定されておりますし、民間事業者のソフト開発、改善が促進されるよう、国や自治体のシステム構築のスケジュールや各園が市町村に提出する必要がある書類の様式等を早急にお示しいただきますとありがたいと思います。

早く対応ができると思いますので、どのような書類様式などがあるのかということについては、早くお知らせいただければ幸いです。

最後ですが、キャリアパスの具体的なイメージについての共有の提供についてのお願いでございます。

これまでも、幼稚園等においては、園内、園外双方の研修を通して、幼稚園教諭の資質向上に努めてきたところでございますが、処遇改善等加算の加算取得や研修要件の周知が進む中で、各事業所においても、役割等を踏まえた研修、受講に取り組んでいます。

しかし、職務分掌は編成されていても、キャリアパス、キャリアラダーと言われていまいわゆる職階的な組織が現在までつくりだされてこなかったという過去の経緯、状況も踏まえたと、組織内でのキャリアパスの具体的な編成の仕方や具体的な取り組み方については、イメージが湧きにくい事業所も少なくないと推測できるところでございます。

今回の調査において、処遇改善等加算を取得していない理由を尋ねる際には、それが明らかになるような設問となることを進めていただきたいと思います。

その結果に応じて、当団体としましても連携をして、各事業所が具体的な職階制のイメージができるよう、キャリアパスの優良事例等を研究、収集していくことも必要だと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。よろしくお願いします。

今回の経営実態調査について詳しく説明をしていただいて、ありがとうございます。

前回よりもかなり整理されて、書きやすくなっているかと思います。私どもは保育園をやっているのと同時に、他の施設もやっておりますが、この手の実態調査というのが、年間にたくさんあります。その手間はかなり考えられますので、今、言われたように、紙ベースですること必要などころもあるかもしれませんが、データとして持っているところはそのまま移行できるような、そういうものを今後ともぜひ考えていただきたい。同じ法人で、あらゆるアンケートに答えなければならない部分もありますので、その手間については、できるだけそういう方向で進めていただけるとありがたいと思います。

それから、今回もキャリアアップについて、処遇改善等加算の有効な活用ができています。内容について理解が進んできたかと思いますので、質問内容について、できるだけ趣旨がわかるような形の説明をもう少し工夫していただけますと、有効回答率も上がってくるのではないかと思います。協会としても、できるだけ協力して、回答数を上げたいと思っております。

きょうの本題ではないのですが、まさしく先ほども申されましたように、今、各都道府県で入園説明会が始まっておりますが、先日、自治体に向けての無償化についての説明会が行われたとお伺いしております。それでもまだまだ情報が不足しておりまして、条例として決まっていない部分、それから法制度の一環から言えば、まだ説明会として示せない部分は理解しますので、できるだけ早く、これをまたそれぞれの市町村が持ち帰り、条例等に反映させていかなければなりません。

以前、事業所向け、保護者向けの説明の資料をおつくりいただくというお話も聞いておりましたので、それについても、できるだけ早い機会につくっていただけるように、また、恐らく1回では、今、少し複雑になっているこの制度について皆さんに御理解していただくことが難しくなっていると思います。無償化とイコールして、それぞれ市単費の助成等もあります。そんなことを考えますと、確定ではないですが、およそこのような形でというような情報をできるだけ早く流していただきますように、お願いしたいと思います。

最後に、副食費について4,500円という数字が以前挙がっていたかと思いますが、これについてもまだ説明会のときには数字としてははっきりとお聞きしていないと聞いております。そんな部分でも、新聞情報が先に流れたりしているもので、非常に理解しにくく、余計に心配をしまっている部分が進んでしまっていますので、条例、その他法制化の大変さはわかりますが、時期が時期ですので、できるだけ早い時期にお願いしたい。

大体いつごろに、このスケジュールを進めたいというタイムスケジュールがわかれば、それをめどに事業者にも市町村からの説明があるかと思っておりますので、ぜひともそのタイムスケジュールをお示しいただきたいと思っております。

無藤会長 ありがとうございました。

山本委員、お願いします。

山本委員 連合の山本でございます。よろしくお願いいたします。

さまざまな御配慮をいただいて、工夫をいただいたこの調査を提案されていることに、まず敬意を表したいと思います。

また、職員の処遇改善の推進という観点からも、個々の処遇改善加算の状況、その取得ができない原因などについても、調査にしっかり入れ込んでいただいていることにも敬意を表したいと思っています。

賃上げの動向を調査するとおっしゃっていただいています。もともと幼児教育・保育にかかわる人たちの賃金は決して高くはないと思っていますので、さらに賃上げの動向について把握して、工夫をいただければと思っております。

それから、何人もの委員の方がおっしゃっていらしたのですが、あえて重ねることになりますけれども、経営実態調査の回答率が非常に低いということについては課題でありますので、先ほどからお話が出ておりますが、さらなる工夫を考えていただいて、回答率を上げるということに御努力いただければということも申し添えたいと思います。

ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

今度の経営実態調査は、いい結果が出れば、健全な運営に貢献するので、非常に期待を持つものでございますけれども、毎回言うのですが、病児保育はこの対象から外れているので、少し残念な気がいたします。

特に、加算分、待遇改善分の欄を見ますと、病児保育に関する交付金は運営資金でございます。こういったところでは本来の対象とはなっていないのが非常に残念でございます。ぜひとも来年度には、幼稚園・保育園・認定こども園、その次に病児保育を一くくりにして、同等に扱って調査していただきたいと思っております。

病児保育に関する調査に関しても、前回、竹林保育課長のほうから、今年度を実施するという回答を得て、大変うれしく思いますが、全国病児保育協議会も既に10年以上、調査の実績がありますので、もしチャンスがあれば全面的に協力いたしますので、御検討いただきたいと思っております。

また、最後になりますけれども、前回も言いましたが、この会に小児科医の参与が非常に少ないと思います。成育基本法も昨年度成立しまして、疾病だけではなく健全な育成に関与するのが小児科医の務めでございますので、ぜひとも日本小児科学会や小児科医会、日本保育保健協議会等の関連諸団体に要請をして、適切な医師の派遣も御検討いただきたいと思っております。

無藤会長 ありがとうございました。

葛西委員、お願いします。

葛西委員 日本助産師会の葛西です。

本日、意見書を提出しておりますので、意見書の6ページを御参照ください。

前回に引き続き、産前産後の支援について発現させていただきます。

本会議では、さまざまな多くの方が集って、社会の仕組みを整えていくということについては、非常に素晴らしい仕組みだと思っております。産前産後からの母子の心身の健康というのは、その後の育児や子供の成長に大きな影響を与えます。したがって、本会議のように、子供にかかわる有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者等が参画し、多方面から産前産後の施策について検討される必要があると思えます。

そこで、今回は産前産後の母子に関する支援について2点要望します。

1点目は、子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の役割の明確化と連携の具体的な方策をお示しいただきたいということです。

子育て包括支援センターは、法制度に明確に位置づけられました。産後1年以内の全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象とし、予防的な視点を中心としたポピュレーションアプローチを基本とするとしています。

事象が起きてからでは遅く、支援ニーズが顕在化していない一般層への支援が、育児の孤立や虐待防止につながると思えます。

産後ケアを含んだ全体図は良く示されてはいるのですが、子育て包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の役割の明確化と連携の具体的な方策をお示しいただきたいと考えます。

2点目です。産後の母親の孤立を防ぐ産後ケア事業が全国で展開できるような方策をお示しして、促進していただきたいということです。

1点目として、産後ケアの必要性が高いにもかかわらず、広まらない理由について分析をしていただきたいということです。保育園は0歳児からを対象としていますが、産後数カ月は主に母親が家庭で育児をしています。母親の心身の健康はその後の育児に影響を及ぼします。全戸訪問は実施率が高くなっていますが、母親への直接的な支援がさらに必要です。母子を短期間入所させる宿泊型、それからデイケア型、アウトリーチ型など、母子の必要状況に応じて行う産後ケアは出産年齢の高齢化や核家族化に伴いニーズがふえています。しかし、平成28年度の予算執行率は22%であり、全国の市町村に広まっていないのが実態です。必要が認識されているにもかかわらず、実施されていない現状の分析が今後の方策に必要であると考えています。

2点目としては、産後ケア事業の法制化と安定的な産後ケアの提供です。産後ケアの実施については研究事業が行われ、厚生労働省によってガイドラインが作成されていますが、幅広く検討する場が少ないと感じております。それは法制度にのっとっていないことも理由にあると考えます。

子育て包括支援センターは、2017年4月に位置づけられているわけですがけれども、乳幼児の保育・教育と同様に、産前産後の母子に必要なケアを提供するために、法制度として

の環境整備をお願いいたします。

産後ケアを提供する施設、人材育成などについても予算的措置が必要と考えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

意見書を出ささせていただきました。今回の経営実態調査に関しましては、2点ほどです。有効回収数や回収率という部分を求めることはとても大切なことだと思いますし、また、公定価格というのは大切な税が使われているわけですから、会としても、会員園にこのことを伝えて、回収率、数がふえるように対応していきたいと思っております。

その上で、回答しやすいような簡易的な、そして系統的な回答ができるような仕組みづくりに御配慮いただければと思います。

また、その調査結果ですが、数字だけがひとり歩きしないように、十分御対応していただきたいと思っておりますし、前回のときも収益率というところで、額ではなく率が強調されたような経過があるかと思っておりますので、御配慮いただければと思っております。

そのほか、別件として一つですが、各園においてそろそろ新年度の体制が決まっておりますが、保育園に落ちたということで、ほかの保育所等を希望される方がいらっしゃいます。その中で、企業主導型保育事業等を教えたりするのですが、どこでどう調べたらいいのか分からないというお答えがありました。

以前、平成29年度に開設されたおよそ千数百社はホームページ上で閲覧することができましたが、現在、平成30年10月30日までに認可をいただいている4,100社ほどについては、公表されておりません。ぜひ、多くの皆さん方がここを利用できる環境として、名前やホームページ、問い合わせができるメールアドレスなどを一覧として表示いただくと利用率も上がるかと思っておりますので、御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

中正委員、お願いします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私のほうから1点でございます。経営実態調査の中での支出なのですが、その中で、採用費を外出したほうがいいのではないかとございませう。

私たちも、会員から1人当たりの採用単価が70万から80万円になったとか、紹介会社に支払う費用が年収の50%を請求されたとかいう御意見をいただいております。

非常に収支に影響を与える項目になると思っておりますので、ぜひ実態を理解することで、外出したほうがいいのではないかとございませう。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いします。

平川委員 日本医師会の平川俊夫でございます。

本日の議題であります経営実態調査については、特に異論はございません。

保育所等において、安全性の確保のために、食物アレルギーを代表とする乳幼児のアレルギー疾患に対して、組織的な対応が求められていますけれども、その中で、厚労省の検討会では、日本医師会も加わりまして、保育所におけるアレルギーガイドラインの見直しが進められております。

また、授乳・離乳の支援のガイドの改定の検討も別途進められております。その中で、離乳食につきましても、食物アレルギーなどの最新の科学的な知見を踏まえた支援のあり方が検討されているところでございます。

これらガイドラインの内容を保育現場に普及していく必要がございますので、そのための人材や設備の整備、研修体制の確立といったものに必要な経費についても、公定価格に反映されていくように、配慮していただきたいと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

2019年度実施予定の経営実態調査については、本協議会でも、会員には、国が行う実態調査には必ず回答するようにと伝えております。ですが、ほかの委員の方もおっしゃっていましたように、回答しやすくする、煩雑さを回避する方策は必要だと思います。

まず、地域型保育の調査票ですが、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などと一緒になっているので、75ページあります。ページの分厚い調査票が届くことになり、それだけで回答意欲がなくなるのではないかと思います。実際には、家庭的保育に関係するページは11～12ページなので、それぐらいならば答えようと思うのではないのでしょうか。地域型保育の調査票については、事業ごとに別の印刷をしていただくことを希望します。

次に細かい指摘になりますが、問4の収支状況についてですが、家庭的保育には個人事業主が多く、社会福祉法人基準か企業会計か、どれで答えたらよいのかわかりません。また、全体としては数は少ないのですが、法人で家庭的保育を運営している人もいます。答え方に違いがあっても、実態調査が正しく把握できるのでしょうか。

ちなみに、毎年自治体への報告も社会福祉法人基準で出すように言われているところや、企業会計で報告するところなど、自治体によって異なります。個人事業主はどのように回答すればよいかを明記していただきたいと思います。

3つ目ですが、いつも調査票の封筒に問い合わせ先が書いてあります。これまでも、わからないので問い合わせ先に質問したと言っている声を聞きました。そういった質問のあった内容を、次の調査票の作成に生かしているのでしょうか。よくある質問など参照でき

るものがあると、よりわかりやすくなると思います。

また、今回はどうかかわからないのですが、問い合わせ可能な時間帯が前回は月から金の平日、9時半から16時となっているので、家庭的保育者にとっては、事務員がいるわけでもなく、保育に忙しい時間帯なので、なかなかしづらいということもあります。質問を問い合わせたけれどもよくわからなかったという声もありました。

家庭的保育についてある程度わかる方がいらっしゃるのか、そのあたりも教えていただきたいです。

私たちにとっては、身近な市町村の方が質問しやすいということもありますので、それぞれの市町村に現在実施している調査票を配付していただいて、置いていただくということもお願いできればと思います。そうすればありがたいです。

以上です。よろしく申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

質問が2点、意見が2点ということで、発言をさせていただきます。

1点、質問は、経営実態調査での抽出方法、正確性、公正性を担保するために、どのような形で行うのかどうかということをもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

2点目、先ほど説明があった調査票の19ページの法人本部に帰属する経費というところで、役員報酬等ということが書いてあるのですけれども、役員報酬を中心として書くのか、全てを計上するののかどうかということを一統しない、ばらばらになるのかなと思います。

それから、施設会計から本部会計に若干でも繰り入れているのですけれども、割と繰り入れている都市とそうでない都市、それから、先ほど10事業所あれば10分の1という説明がありましたけれども、事業所ごとに単価を変えたりだとかしているのです。ですので、この根拠をしっかりと明記しないと、ばらばらな回答が生じるのではないかと懸念がありますので、それを統一して、徹底したほうが良いと思います。ここが随分、法人ごとに差が出るという気がしますので、よろしく申し上げます。

意見が2点。1点は、調査の事務負担ということで、事務職員も最近割と労働過密になっていて、前にもお話ししたかもしれませんが、回答する際に少しでも回答率を上げるという意味でも、若干でも調査協力費という部分は検討できないのかどうか。検討していただければと思っています。

もう一点、先ほど来、児童虐待対応ということで、数名の方から御意見がありましたけれども、私も今、緊急的にいろいろな体制を打たなければいけないのではないかと。特に私たちで言いますと、児童養護施設で虐待の予防や一時保護なども含めて、緊急的に受けてやろうという意思はあるのですけれども、なかなか職員の確保だとかいう部分は難しかったりします。

児童養護施設に児童家庭支援センターを持っているところは結構あるのですけれども、

まだ持っていないところもあります。児童家庭支援センターを児童養護施設が附置をして、虐待の予防策だとかも含めて、これは非常に有効だと思います。

ただし、制度改善をしないと、今の費用だけではやればやるほど赤字の状態ということであれば、皆やらないということになると思います。

今回、フォスタリング機関等々では、相当の予算が計上されていますものですから、児童家庭支援センターに対しても、しっかり予算をつけてやれるように、積極的にやれるように体制整備をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

箕輪代理人、お願いいたします。

箕輪代理人 全国公立幼稚園・こども園長会副会長の箕輪でございます。新山会長の代理で出席させていただいております。

国公幼から1点、述べさせていただきます。本会からはかねてより幼児期の教育の質を高めていくということを大事にしていきたいという意見を掲げて、申し上げてまいりました。

今回の調査の中で、先ほど御説明に使われていた認定こども園の調査票の3ページに、円滑な小学校接続にかかるという取り組みの状況の調査が入っておりますが、このような教育の活動の中身、状況を把握するような項目があるということは、恐らく幼児教育の質の向上に直接かかわっていくのではないかと考えております。

このような調査が幼児期の教育の質の向上のために必要な加算を今後実現できるような資料になるようにしていただけると、大変ありがたいと思います。

無償化も近づいてまいりましたので、ぜひ具体的な形で質の向上につながるという資料にしていいただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

古渡代理人、お願いします。

古渡代理人 全国認定こども園協会の王寺委員の代理で本日参りました古渡です。どうぞよろしくお願いいたします。

協会からは、委員提出資料ということで提出させていただいておりますので、それは皆様のほうで見ていただければ結構です。

私自身も、平成22年から平成27年までこの会議に出席させていただいて、今までいろいろな意見を述べさせていただいたつもりです。

以前から積み残している問題、各委員からの現状の問題や子育て支援等の課題がまだまだたくさんあると思います。そのような問題も踏まえつつ、この会議で論議していかなくはないのではないかと考えておりますので、ぜひ御検討のほど、よろしくお願いいたします。

今回、特に子ども子育て支援制度の中で、給与の観点を考えますと、基本的に国の責任や地方自治体の責任も踏まえつつ、我々施設の責任もあるのですが、経営実態調査のあり方を基本としつつ検討する必要があると考えています。

例えば、私たちは、今回のこの問題もそうなのですが、果たしてこの公定価格において、例えば園長の給与は本当にこれでいいのだろうかという観点も、よく検討していかなければいけないのではないかと考えております。

実際のところ、果たして今の給与の基準がこういう形でいいのかというのは、今後検討していかなければいけない課題かなと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思っております。今のは例えばの話です。

もう一つは、いろいろな地域で、その施設が今、人口減少社会に向けて必要とされる施設として経営安定ができるかということがかなり課題になりつつあると考えております。そういうことも踏まえつつ、今後、子ども・子育て会議の論議を深めていくべきではないかという観点も考えております。どうぞよろしく申し上げます。

実際に今、地方では収支差額の問題だけではなく、人口減少に伴い経営基盤がかなり悪化して、教育保育が維持困難になりつつある地域も出始めています。そういうことも踏まえつつ、今後、急速に起きるだろうということも踏まえて、御検討願えればと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

高祖代理人、お願いします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパンの徳倉の代理の高祖です。3点あります。

一つが、経営実態調査なのですが、回答率を上げて実態をしっかりと把握していただければと思っております。

さらに、回答を円滑に行ってもらうために、問い合わせ電話番号などを入れているということなのですが、問い合わせの対応をしっかりといただければと思っております。

企業主導型保育についても、軌道に乗ってからのということかもしれませんが、実態調査などもお願いいたいと思っております。

2点目です。関連して、ちょっと別な角度になりますが、子育て家庭が保育園や子育て支援サービスを利用する場合に、似たようなたくさんの書類を出さなければならなかったりしますので、ここら辺も、今回の書類の件もありますけれども、一つのフォーマットというか、ある程度統一したフォーマットで支援家庭のほうの負担を減らすようなことも御検討いただければと思っております。

3つ目は、虐待防止に関してです。皆様からもありましたけれども、子育て支援拠点や児童家庭支援センター、要対協、地域による差がなくしっかりと動いていただければと思っております。

前回も少し触れましたけれども、母子手帳配付時の面談は一部やっていらっしゃるす

が、まだまだ広がっていないところもあると思います。できれば夫婦そろって面談を受けたりだとか、妊娠中の両親学級、母親だけではなくて、父親も子育てについて向き合い方を学ぶ機会を検討していただきたい。そして、子連れ再婚家庭も、単に届け出を出すだけではなくて、そういうときに面談とかの実施もぜひ検討していただければと思っております。

今、子供への体罰禁止の法的明示ということで、国のほうに動き始めていただいていると漏れ聞いております。あと、保育士による虐待のニュースも一部流れております。保育士自身が体罰によらない子育てを理解していただきたいということ。さらに保護者に支援を行っていただきたいと思っております。

また、今回の虐待死の件でもそうですが、保育園、幼稚園、小中学校などで虐待の把握及びその後の子供や親への対応について、いま一度見直していただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

羽柴代理人、お願いします。

羽柴代理人 日本商工会議所の蜂谷委員が所用により御欠席のため、かわりまして発言申し上げます。

今回示されました経営実態調査につきまして、これまでの本会議あるいは検討会の議論を踏まえて、十分検討なされたものと考えておりますので、特段の異論はございません。これが今後、スムーズに実行されることを期待しております。

また、今回の実態調査を通じまして、適正な公定価格の設定はもちろんのことですが、各委員からも御意見がありましたように、各園の健全な経営、質の高い教育・保育の実現がなされることを期待しております。

それから、資料1-1の4ページにあります公定価格に関する議論の整理の一番下枠のところ、今後の実態把握のための課題として示されていますように、各委員からも御意見がありましたけれども、この手間を省くためのICT化と、これまで議論の中でも課題と認識されてございますので、今後の検討に当たりましては、こういった点を十分踏まえて、なるべく早く実現されることを期待いたします。

私のほうからは、以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

野原代理人、お願いいたします。

野原代理人 山口県東京事務所長の野原でございます。公務により知事が出席できませんので、代理として発言をさせていただきます。

本日は、経営実態調査の概要や前回調査からの変更点について御説明をいただきました。昨年度、公定価格に関する議論において出された意見を踏まえ、処遇改善の取り組み状況や受取利息、法人本部に帰属する経費が調査項目に追加されるなど、運営の実態をより詳細に把握するための見直しが行われたことについて、評価をさせていただきたいと思っております。

また、調査項目の追加により、調査様式がふえておりますが、記入者の負担がふえないよう、できるだけ簡略化を図っていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問等がございましたので、御回答をお願いします。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

恐縮でございますが、きょうの本題以外の部分の回答になるのでございますけれども、中座をさせていただき関係で私のほうから幾つかお答えをさせていただければと思います。

まず、虐待の問題の関係で、複数の委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。児童相談所の体制強化とともに、身近な市町村や地域の網の目をきめ細かくしていくということが非常に重要なことだろうと思っております。

昨年末に策定をいたしました児童虐待防止対策体制総合強化プランにおきましても、今回、特に市町村の体制強化ということに力点を置きまして、市町村子ども家庭支援総合拠点というものを、全ての市町村に設置いただくという目標を掲げ、かつそれについての財政支援の裏づけも図っていくということで、取り組んでまいりたいと思っております。

また、現在、今国会に児童福祉法の改正法案を提出すべく準備をしているところでございますけれども、今般の非常に痛ましい事案も踏まえまして、さらにこういったことが追加で対応可能なのかということも念頭に置きながら、法案の提出に向けて対応してまいりたいと思っておりますので、その際には本日いただきました御意見なども参考とさせていただければと考えております。

2点目でございますけれども、葛西委員から意見書を出していただきました件でございます。今の話とも関連すると思っておりますが、こういった問題が出てきますと、議論としては対症療法的な話がどうしても中心になりがちのところがございますけれども、予防的なかわりということ是非常に重要だと思っております。

意見書でも書いていただきましたとおり、子育て包括支援センターというのは、全ての乳幼児、妊産婦を対象にアプローチをしていくという意味で、非常に予防的な、役割としては非常に大きなものであると思っておりますし、そこを端緒として、一定のリスクが把握された御家庭については、市町村子ども家庭総合支援拠点というものが、そのリスク度に応じて対応していくということかと思っております。こういった機能を市町村全体として果たしていただくということが重要であろうと思っております。

また、産後ケア事業の重要性についても、全く認識をいつにするものでございますが、改めてこういったことで意見書も頂戴をいたしましたので、また会長、事務局とも御相談しまして、何らかの資料を提出させていただいて、御説明の機会をいただければと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

西川参事官　たくさんの御質問、御意見をいただいております。

まず、この子ども・子育て分野は予算額も年々膨らんできていますし、今年度から企業の拠出金も運営費のほうに投入されているということですので、こういった調査がふえてきているということで、皆様方からいろいろな御意見をいただいておりますので、我々もなるべく回答率を高められるように、事務負担の軽減ということをしっかり考えながらやっているところですが、幾つか御質問にお答えしながら、我々の考えたことも少し経過を御報告したいと思います。

まず、駒崎委員から御質問がございました。混乱があるかと思うのが、各法人の事業をやっている方々を、お金の関係のやりとりという点で言いますと、毎月の自治体へ給付費を請求するという事務と、年度が終わったりしたときに、決算書を地元の自治体のほうに提出するという2つの事務がございました。

日々の請求書の事務につきましては、結構ローカルルールということで、自治体ごとにいろいろな単独法人もあつたりするものですから、請求書の様式がばらついていますので、基本的なところについては統一していこうということで、我々も自治体の単費で乗せるところは乗せる。国のほうで基本的には決めていることは決めているということにして、様式の統一化、標準化を進めているところです。

今回の経営実態調査というのは、給付費の請求ではなくて、決算のほうの話です。決算のほうにつきましても、年に1回、年度が明ければ自治体のほうに提出をされる。社福法人であれば市町村のほうに、学校法人であれば県のほうに出されることが多いのかなと思います。

社福法人に関しましては、それに加える形で、昨年度から福祉医療機構のほうに統一のフォーマットで決算書が提出されて、ホームページでディスクロージャーするという仕組みがスタートしています。ですので、少なくとも社福法人の決算に関しましては、WAMのほうに統一の標準様式を提出しているのだから、それでかえることはできないだろうかというお尋ね、御意見が我々に来ています。ここは今、少なくとも今回に関しましては宿題ということで、たちまちにできるということではありませんので、受けとめてまいりたいと思います。

続きまして、女子会の太田様から、今回の処遇改善加算の一人一人のお給料というところを、お名前は書きませんが、2016年、2018年度ということで、2つの時点で、一人一人書いていただくということで、お名前は書かないにしても、確かにデリケートだということで、我々もそう思っています。

冒頭に申し上げましたとおり、これは統計法の守秘義務もかかって、我々も統計以外の目的には使わないということですので、今、人件費というものが、社会的にも相当関心も高まっているところですので、何とぞ、御回答をお願いしたいということでもあります。

小塩委員のほうから、電子的な調査の回答ということが、我々もできるようにしていますけれども、御指摘のとおり、ホームページでダウンロードして、アップロードもできる

ということで、なるべく便宜的に取りはからえるようにということで対応してまいりたいということです。

それから、ランダムな抽出化ということですが、前回と同様に、ランダムに抽出してまいりたいということで、地域ごとあるいは設置主体の公立・民間の区分だとか、あるいは規模別といったところにはばらつきがないように、層に分けて、無作為に抽出するという事です。

ちなみに、前回の例で言いますと、保育所は大体4割ぐらい、地域型保育事業の場合はまだ施設の数がたくさんではないものですから、7割から、もう少し多いところは8割、9割というところで抽出して調査票をお送りするという事です。

それから、アウトプットにつきましてもなるべく皆様方が使えるような形でアウトプットを示していきたいと思っております。

佐藤秀樹委員から、公立園の調査票ということで、前回に続きまして、幼稚園については公立の園の調査票をお配りしてはいますが、保育所、認定こども園も公立ならではの状況がわかるような、別枠にしたほうがいいのではないかと御指摘をいただいております。

それは我々もぜひこれから早急に検討してまいりたいと思っております。

御案内のとおり、公立園の場合には、通常官庁会計でやっていますので、冒頭に申し上げましたような損益計算書、資金収支貸借対照表ということで言いますと、損益計算書に該当するようなものはつくっていない市町村が多いという事情もございますので、どのような対応をできるかということは、余り時間がございませんけれども、早急に検討してまいりたいと思います。

佐藤委員のほうからもう一つ、我々のほうで少し誤解があったかもしれませんが、全国の施設のうち、先ほど申しましたように、施設については全数の施設ではなくて、今、申し上げたようなランダムな形で選定をしてお送りする。当たったというか送られた園の職員に関しては、全ての職員ということです。その取り扱いについては、デリケートなところではありますけれども、先ほど申し上げたとおりで、ぜひ御回答をお願いしたいということです。

それから、塚本委員から、社福法人の仕組みの中で、数年前から充実残額というような仕組みが導入されていますが、それと収支差というものとどういう関係にあるのかということですが、社会福祉の充実残額というのは、いわゆる内部留保の問題が社会的に問題になって、そして社会福祉法の改正が導入されて、導入されたものですので、貸借対照表、ストックの部分の資産と負債との関係で計算するものですので、我々の収支差というのは、1年間の単年度のフローの部分の収入と支出の差ということです。つながってはきますけれども、そこは関連しているということですが、違うものだということです。

水谷委員のほうから、処遇改善加算 が今回どういう事情で取得できなかったのかというのは幾つか御質問させていただいておりますけれども、そもそもキャリアパスだとかキャ

リアラダーだとか、そういったところのイメージがつかめない園がたくさんあるのではないかということで、そういった点もうまくあぶり出せるような質問項目ということで、我々も受けとめて考えてまいりたいと思います。

ちなみに、我々も特に小規模の園におきましては、こういったキャリアパスあるいは給与の規定、賃金に関するいろいろな仕組みについて、不案内な法人がたくさんあるという認識を持っていますので、数年前から、各県の補助事業なんかも活用させていただきながら、社会保険労務士の方によるセミナーとか、そんなものも介護あるいは保育、幼稚園の方々に向けたセミナーなんかをやっていただくように御案内しているところです。

中正委員から、今、保育士なり幼稚園教諭の方々の採用に当たって、採用のコストがかかっているということでございましたけれども、ちなみに、例えば保育所の社福法人版に関しましては、人件費の中で派遣職員費という項目がございますので、その中では派遣会社にお支払いした金額をそのまま計上するということになっています。紹介料やそういうところまで、全部細かくあぶり出せるような形にはなってございませんけれども、課題なのかなとは思いますが。

水嶋委員のほうからは、家庭的保育事業につきましては、個人でやっていらっしゃる方が多いということで、どの調査票でどう書けばいいかという難しい御指摘でございまして、確かに今回、主に企業と学校法人と社福法人というところで、これもこれでなかなか難しい問題があって、有識者の方々といろいろと議論してきたところなのですが、実際、この子供子育ての分野には、医療法人あるいはNPO、組合、公益社団、財団などいろいろな法人格が入ってございまして、それぞれに会計基準がありますから、詰めて考えると難しい問題がたくさんございますので、たちまちに今、解を持ち合わせてはいないのですが、個人の方がもう少し書きやすいことは、手引かなんかでも工夫できることは工夫してまいりたいと思います。

武藤委員のほうから、今回の役員報酬につきましては記載の書き方については変更したということで書いていますけれども、役員報酬等の等とは何なのかという御質問がございました。これも手引なのか何かということでも書いてまいりたいと思っております。

保育所に関しては、経理の弾力化に関する通知を示していますので、本部の区分のところに計上する費用というのは何でも認められるわけではもちろんなくて、施設運営に関する経費に限って認められます。

どこの範囲までなのかということは、今、申し上げましたように、手引等でお示ししてまいります。

無藤会長 お願いします。

西平幼児教育企画官 文部科学省でございます。

まず、奥山委員のほうから、法人類型によって地域子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業についての扱いが異なっているのではないかという御指摘をいただいておりますけれども、幼稚園につきましては、御存じのとおり、預かり保育が重要というこ

とで、今回の実態調査におきましても、地域子ども・子育て支援事業でいいますと一時預かり事業など、どの程度やっていたのかということとを把握したいということで、内訳として書かせていただいているということでございます。

また、佐藤秀樹委員の御質問にも重なるところでございますけれども、幼稚園のほうの調査票を見ていただきますと、例えば3ページ以降で円滑な小学校接続にかかる加算の取得状況など、幾つか加算の取得状況についての調査項目も幼稚園については入れてございます。その中で、子育て支援に係る加算取得状況についてもお聞きすることとしておりました、この情報を合わせることによりまして、幼稚園の子育て支援活動についての実態を把握したいということから、幼稚園、学校法人についてはそのような区分にしているということでございます。

佐藤秀樹委員のほうから、幼稚園の加算取得情報を把握してはどうかという御指摘がございましたけれども、いろいろと委員からの御指摘がありましたとおり、回答率を上げるというような観点から、なかなか詳細に、今回の調査の中で全ての加算取得情報をとるのは難しい反面、幾つかについては取得をさせていただきたいということから、幼稚園については幾つかの加算の取得情報について、調査票においてお答えいただくという調査設計とさせていただいているところでございます。

また、佐藤好美先生から、未移行の幼稚園の状況についても結果の公表をという御指摘がございました。冒頭、内閣府のほうから御説明がありましたとおり、私学助成園についても調査する方向で今、検討調整中ということでございますので、私学助成園も調査対象になるということになれば、調査の一環ということでございますので、調査結果についてまた御報告なりをさせていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

無藤会長 お願いします。

竹林保育課長 保育課長でございます。私からは2点です。

山内委員を初め、複数の委員の方々からお話がありましたけれども、保育所のほうでそろそろ入園の説明会みたいなものが始まっている時期に、まだ十分な情報が市町村の保育の現場にも届いていないというお話で、そこにつきましては、いろいろと国会でこれから審議をするタイミングもございますけれども、可能な限りのことは内閣府あるいは文科省とよく相談をしてやっていきたいと思っております。

ちょうど今週、都道府県の方々に集まっていたいただいた自治体向けの説明会もあって、少しまだタイムラグで、都道府県からさらに市町村というところに情報がおりていっている最中だと思いますけれども、その中で、例えば先ほどお話があったような副食費については、今の公定価格で4,500円を算定していて、そういったことについては、今後、直接園が徴収するような形になっても、一つの目安になる。そういったものについては、後日、通知のようなものでお示しする予定である。こういうことも、自治体の方には、今週の初めころには御説明をし始めておりますので、現場に届くのもう少しお時間がかかるかもし

れませんが、しっかりやってまいりたいと思います。

大川委員から、病児保育もしっかり実態調査をするようにということで、今回、どうしても公定価格なのか13事業なのかということで、同じ形では病児保育の実態調査はしてありませんけれども、前回も申し上げましたように、来年度、別の形で、私どもの課のほうから病児保育の事業者の方に、病児保育にぴったり合った実態調査票をお送りさせていただきたいと思います。団体のほうでこれまで蓄積をお持ちだということですので、ぜひそういうものも参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、一通り御質問にお答えいただいたと思いますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

加えて、本日特に経営実態調査につきまして御議論いただきましたけれども、恐らく時間が限られた中で、この場で十分な意見を出し切らなかったなど。あるいは、細部にわたるところなどあるかと思えます。

事務局としては、引き続き2月末まで御意見を受け付けたい。そして、それを踏まえて調査票案を修正していきたいということであります。

日程の都合上、これまでにこの子供・子育て会議を開催することは難しいと思っておりますので、再度、委員の皆様には、何らかの形で個別に御報告をして、調査実施に向けた手続を進めていただくようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、きょうはありがとうございました。